

# ユースサービス大阪の衛生・感染症対策ガイドライン

令和5年5月8日 改訂版



(一財)大阪府青少年活動財団(ユースサービス大阪)

# ユースサービス大阪の衛生・感染症対策ガイドライン

(一財)大阪府青少年活動財団(ユースサービス大阪)

## はじめに

本ガイドラインは、(一財)大阪府青少年活動財団(ユースサービス大阪)が行う自然体験活動事業と施設運営において、新型コロナウイルスやインフルエンザをはじめとする各種感染症対策および衛生的な活動を徹底するための行動指針として作成するものです。

ユースサービス大阪が運営に関わる各施設及び事業においては、本ガイドラインを参考に、それぞれの地域や施設の現状、事業の特性、各種感染症の流行状況を踏まえて、感染防止対策の充実に取り組んでいただけるようにお願いします。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の社会における影響については、ほぼ収束したと言える状況にはあるものの、今後も私たちはさまざまな感染症と共に社会生活を行っていかねばなりません。コロナ禍の約3年間、子どもたちの野外での自然体験の機会は大きく減少してしまいました。文部科学省も、「感染症対策により子どもたちが野外で体を動かす機会が減少するなど、子供たちを取り巻く環境に閉塞感が生じているため、自然体験活動を全国展開することで、子供たちの元気を取り戻し健やかな成長を図る」ことの重要性を指摘しています(文部科学省「令和2年度文部科学関係補正予算(案) 事業別資料集」)。

ユースサービス大阪は、「自然体験活動の機会や場の提供を通じて、青少年の健やかな成長と学びを育むこと」をミッションに掲げる財団として、学校や青少年教育団体、子どもたちや保護者のみなさまに、衛生的で安全・安心な自然体験活動を楽しんでいただくために、また同時に各種感染症の防止対策として、このガイドラインを作成しました。

なお、ガイドライン作成のために参考にさせていただいた資料は巻末に示していますが、今後新たな情報や知見が得られた場合や感染状況の推移、法令ならびに大阪府等自治体の要請等の変更があった場合には、随時見直しを行っていきます。

## 目次

はじめに	1
1. 感染防止に対する自然体験事業と施設運営の基本的な考え方	3
2. 事業参加・施設入所時及び滞在期間中の健康観察について	4
3. マスクの着用、手洗い・うがい、消毒、換気について	5
4. 宿泊について	6
5. 入浴・シャワー、トイレについて	7
6. 食事について	7
7. アクティビティについて	8
8. 清掃について	8
9. スタッフについて	8
10. 利用後	9
<資料>	10
<参考にした資料>	11

## 1. 感染防止に対する自然体験事業と施設運営の基本的な考え方

- (1) 事業の実施や施設の運営においては、感染リスクを下げるための「新しい生活様式」から見直された「感染防止の5つの基本」(厚生労働省 第118回令和5年3月8日新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーレポート)を踏まえて、各種感染症の拡大防止とともに、衛生的環境の維持に努め、安心・安全な事業と施設の運営を行います。
- ① 不必要な三密(密閉空間、密集場所、密接場面)状態はできるだけ避ける
  - ② 定期的な換気を励行する
  - ③ 手洗いやうがい、施設・用具等の消毒を励行する
  - ④ 食事の調理や配膳の際には、マスクの他、頭を覆う三角巾などを着用する
  - ⑤ その他、マスクの着脱については必要以上に強要せず、ひとりひとりの意思を尊重する
  - ⑥ スタッフ、リーダーについては状況に応じてマスクを着脱する
- (2) 主催事業等におけるプログラムの実施の場面では、原則として(1)に示した「感染防止の5つの基本」を踏まえ、身体的距離を適切に確保できる広さを確保します。また宿泊室やバス車内では定期的な換気を励行するなど、状況に応じた感染防止対策を講じます。主催事業等で施設を利用する場合には、それぞれの施設で示された利用可能施設や定員数に準拠した施設の利用、プログラムの実施計画を策定します。
- (3) 日帰り・宿泊事業ともにご参加の皆様には、当日集合時の検温へのご協力をお願いします。体調に異常がある場合には、感染予防のため参加を取りやめていただきます。なお、事業に携わるスタッフ及びリーダーについても、同様の検温を行います。
- (4) 施設のご利用の際、利用当日に体調が思わしくない場合には施設の利用をお断りする場合があります。
- (5) 各種感染防止対策にあたっては、施設が所在する地域(都道府県及び市町村)の教育委員会及び所轄課との調整を図ります。
- (6) 感染防止対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、近隣の保健所及び病院との連絡体制を整えます。

(7) 事業参加者の方にはこれらの衛生対策、感染症対策を講じてもお、一定の感染リスクがあることをご承知いただくとともに、事業参加に向けて事前の健康管理にご留意いただき、互いに安心して事業への参加、事業の催行ができるよう、ご協力をお願い致します。

## 2. 事業参加・施設入所時及び滞在期間中の健康観察等について

(1) 利用・事業参加申し込み時に検温等の健康観察の実施やマスクの着用をお願いする場合があること、手洗いや消毒、衛生及び感染防止対策について案内し、同意をいただきます。

(2) 事業やキャンプの開始時(入所式・オリエンテーション)に参加者が食中毒や感染を防ぐために遵守すべき行動や予防措置について再度説明し、必要があれば方法等についての指導を行わせていただきます。

(3) 検温は、自宅出発時、事業集合時または施設入所の際に行います。宿泊する場合には事業引率者及び団体側で検温など健康状態の確認を行っていただきます。

(4) 体調不良者への対応等について

1) 自宅出発時または事業集合時に以下の症状がある場合には、参加を取りやめていただきます。

・発熱(37.5度以上)

\*37.5度に達してなくても、平熱より高い(平熱+1℃)もしくは体調不良を感じる場合についても該当するものとします。

・倦怠感(強いだるさ)

・呼吸器の症状(息苦しさ)、のどの痛み、せき

・下痢、嘔吐

・味覚・嗅覚がない

・検査等において陽性反応が示された場合。

・その他、各種感染症の症状に当てはまるもの

\*家族・同居者に発熱及び該当する症状がある場合にも、参加を控えていただきます。

2) 事業参加・施設入所以後に、検温・健康チェックで上記のような体調異常があった場合には、直ちに担当職員が事務室に連絡するようお願いいたします。また、対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な感染防止策を講じた上で対応いたします。また症状に応じて抗原検査等のメディカルチェックを実施する場合があります。陽性判定が出た場合には、宿泊先の施

設と協議のうえ、すべての行程を取りやめ、事業や施設利用を中止することがあります。また陽性判定を受けた参加者については、原則的にご家族の方に現地までお迎えに来ていただきます。

- 2-1) 体調不良者で発熱のない場合には、施設が用意した部屋で休養し、利用団体にて経過観察を行っていただきます。その際、その事実をスタッフ間で共有します。改善が見られない・悪化する場合には、利用団体と相談の上、施設責任者から保健所あるいは病院に連絡し指示を仰ぐとともに、該当者の保護者と連絡をとり、速やかに病院へ向かうか、帰宅できるように対応いたします。
  - 2-2) 体調不良者で発熱・風邪の初期症状、強い倦怠感、味覚異常などの症状が見られた場合は、施設スタッフおよび利用団体責任者の判断のもと、保健所あるいは病院に連絡して指示を仰ぐとともに、保護者と連絡をとり、速やかに病院へ向かうか、帰宅できるように対応いたします。
  - 2-3) 感染が疑われる事例が発生した場合は、感染が疑われる者の行動履歴（使用した研修室、宿泊室、活動場所等）を確認し、濃厚接触が疑われる参加者を特定して、施設が用意した部屋での待機をお願いするとともに、保健所等の関係機関の指示を仰いで必要な対応策を実施いたします。
  - 2-4) 確認した行動履歴（使用した研修室、宿泊室、マイクロバス、活動場所等）および実施した感染防御策は、すべて記録として残しておきます。
- 3) 感染者が活動した区域（事務所、研修室、宿泊室、移動に使用した車中、活動場所等）の消毒を実施する場合があります。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、施設管理者等に連絡し、消毒を依頼します。

### 3. マスクの着用、手洗い・うがい、消毒、換気について

#### (1) マスク等の持参について

個人が使用するマスクについては予備も含めて持参をお願いします。

#### (2) マスクの着用について

マスクは、くしゃみや咳をした時の飛沫が他の人の鼻や口に直接かかるのを防ぎます（飛沫感染の防止）。また、無意識に自分で鼻や口を触ることを防ぐことで、自分自身の感染も防いでくれます（接触感染防止）。

- ・食事の調理中、配膳の際には原則的にマスクを着用します。
- ・マスクを着用しない場合は、不必要な会話はできるだけ行わず、なるべく密な状態にならないよう

活動していただきます。

- ・室内でのプログラムなど、十分な身体的距離を確保できない場合には、マスクの着用を推奨します。
- ・その他の場合では、原則的にはマスクの着脱についてはひとりひとりの意思を尊重します。

### (3) 手洗い、うがいについて

手洗いは、感染者がくしゃみや咳を手で抑え、その手で周りの物に触れ、健康な人がそれに触って、その手で口や鼻を触ることで感染を広げることを防ぎます。こまめな手洗いを心がけることが、感染の予防につながります(接触感染防止)。

うがいには、ウィルスの侵入を抑制する効果は期待できませんが、口腔内を清潔に保つことで全身の免疫力を高め、コロナウイルスにかかりにくくする効果が期待できます。

1) 手洗いやうがいは、以下のような場合に必ず行います。

- ・食べ物を食べる前(例、食堂に入る前)
- ・キャビンやテント、宿泊棟、活動場所に入出入りする前後にその都度
- ・頻繁に触れる場所(手すり、ドアノブ、カウンターなど)に触れた後
- ・トイレを使用した後
- ・運動用品、クラフト道具など、共用の備品を使った後
- ・プログラム実施前後にその都度
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ時

#### 2) 手洗いの方法

- ① 手指を清潔な流水で濡らす。蛇口を閉めて、石けんをつける。
- ② 石けんを手に塗りながら泡を手につける。手の甲、指の間、爪の間でしっかり泡立てる。
- ③ 少なくとも20秒間、手をしっかりこすり合わせる。
- ④ 清潔な流水でよく洗い流す。
- ⑤ 清潔なタオル、あるいはペーパータオルが備え付けられている場合は、それを使って水分をよく拭きとる。
- ⑥ アルコールで手指を消毒する。

### (4) 換気について

- ・宿泊室やテント及び集会室等の共有スペースは、定期的に換気を行います。

## 4. 宿泊について

### (1) 宿泊棟(テント、バンガロー等を含む)について

- ・利用する宿泊施設において、宿泊室の定員が制限されている場合には、原則定員を超えての利用

はいたしません。

- ・宿泊室では定期的な換気を行います。

## (2) 寝具・シーツ・枕カバーについて

枕カバーとシーツを必ず使用して、接触感染を防ぎます。連泊の場合は施設のルールに従って一定の期間で枕カバーとシーツを交換します。

## 5. 入浴・シャワー、トイレについて

### (1) 大浴場・シャワーについて

- ・定期的には大浴場、シャワー棟の窓を開けて換気をするとともに、浴室換気扇や脱衣場の扇風機を運転して換気を行います。

### (2) トイレの使用について

- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型）、手指消毒液等を用意し、手洗いを徹底します。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意します。
- ・密閉空間にならないようこまめに換気を行います。

## 6. 食事について

### (1) 食堂利用について

- ・食堂に入る前に、必ず手洗い、手指の消毒をしてから入室してください。
- ・配膳を担当する方はマスクの着用にご協力ください。
- ・配膳のために並ぶときや、食卓についた際には可能な限り身体的距離を確保します。

### (2) お茶の設置・水分補給について

- ・お茶を水筒等に補充する前には、必ず手洗い・手指の消毒をしてください。
- ・コップや水筒は共有しません。必ずご自身のものをお使いください。
- ・夏期の事業では特に熱中症予防のため、こまめに水分補給を行うよう配慮します。

### (3) 野外炊事について

- ・調理の際にはマスクを着用します。
- ・原則ビニール（ゴム）手袋を使用し、直接、食材や食べ物に触れないようにします。  
\*手袋は事前に利用団体に準備をお願いします。
- ・肉と野菜は調理場所または調理工程を分け、衛生的に調理できるよう指導を行います。
- ・野外炊事終了後は、原則的に利用団体に調理器具の洗浄をお願いし、消毒は施設が行います。

## 7. アクティビティについて

アクティビティ実施についての基本的考え方 1)

### 健康観察

- ・ガイドラインに示した健康観察に基づいて、参加者等（参加者、スタッフ）に当日、体調の異常がないことを確認します。もし、体調に異常があった場合には活動への参加を取りやめてもらい、団体責任者や事務所スタッフと連絡をとって、本ガイドラインに従って必要な対応を行います。
- ・活動中に体調不良となった参加者が出た場合、団体責任者および事務所スタッフと連絡をとり連携して現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、改善が見られない、あるいは体調が悪化する場合には、本ガイドラインに従って最寄りの医療機関に相談・受診できるように準備します。

### 2) 活動場所の選択と身体的距離の確保

- ・できるだけ屋外・野外で行う活動を選択することを推奨します。
- ・屋外で実施する場合でも、できるだけ三密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、必要な身体的距離が確保できることを目安として、適切な場所や方法を選択し、実施します。
- ・屋内で実施する場合は、身体的距離を保ちながら安全に活動できる十分なスペースを可能な限り確保して行います。また、できる限り新鮮な空気を取り込めるように窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入による換気を行います。

## 8. 清掃について

- ・宿泊している部屋、野外炊事等の活動で利用した場所・施設等の清掃やごみの処分は、施設のルールに則って利用団体にお問い合わせする場合があります。清掃終了後の施設の消毒は施設スタッフが行います。

## 9. スタッフについて

### (1) 全スタッフ共通

- ・ユースサービス大阪スタッフは利用者と同様、毎朝の検温や体調確認を実施します。
- ・施設利用対応に携わるスタッフについては、出勤前に検温などの健康チェックを実施し、発熱など体調不良の場合には出勤を停止します。
- ・発熱（特に37.5度以上の熱があった場合や個人の平熱比+1度以上の熱があった場合）や息苦しさ、強いだるさがあった場合など、感染が疑われる症状があった場合は、管理者は状況を確認し、直ちに仕事を休ませます。そして、医療機関、保健所等の受診を促し、管理者は診断結果の

把握に努めます。

- ・職員等の感染が確定した場合には、濃厚接触者の調査を行い、状況に応じて事業の継続、中止を判断します。
- ・手洗い・手指の消毒などの基本的な感染対策、衛生対策を徹底して実施します。
- ・高頻度接触部位や不特定多数が接触する場所（便座、ペーパーホルダー、ドアノブなど）、宿泊棟や共同スペースの清掃にあたるスタッフは、清掃時にはマスク、ビニール手袋を着用します。
- ・トイレ等に設置しているごみ箱の回収時は、ビニール袋に入れて密閉し、処分します。また、作業後にマスク、ビニール手袋を脱いだ際は、必ず石鹸と流水で手洗いします。

#### (2) 調理担当スタッフについて

- ・調理時、食事配膳時、納品された食材の保存庫運搬時は、原則的にマスク・ビニール手袋・ビニールキャップ等を着用し、手指をアルコール消毒します。
- ・調理場への出入り口で厨房内専用の履物に履き替えます。使用前後にアルコール消毒を行います。

#### (3) 事務対応について

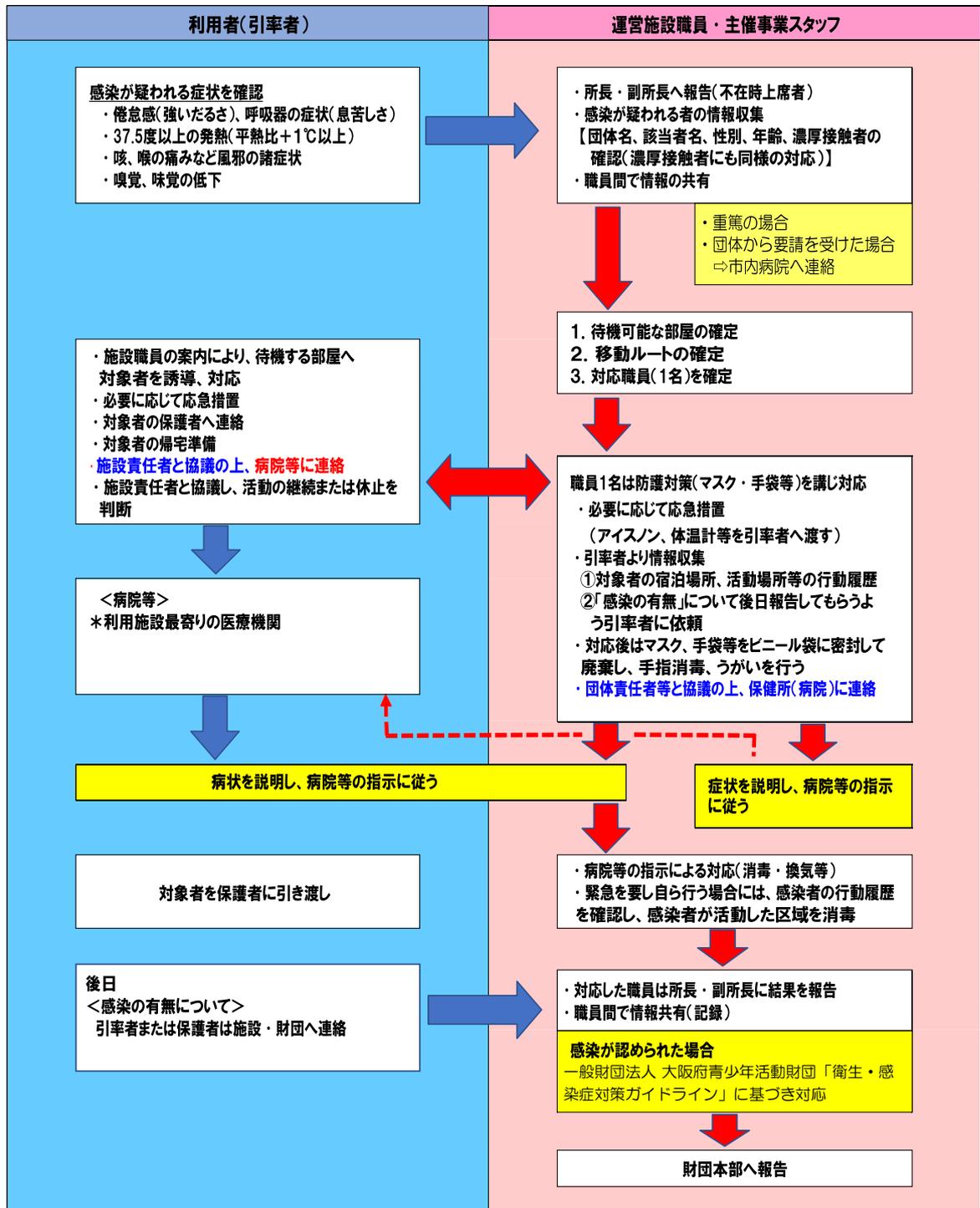
- ・スタッフはマスクを着用して対応する場合があります。
- ・定期的に利用者がよく触れる扉、カウンターの消毒、拭き上げを行います。
- ・金銭の受け渡しは、トレイを使用します。
- ・事務所受付が混み合う場合は、原則事務所外で待機していただきます。

## 10. 事業参加・施設利用後について

- ・事業参加中、施設滞在中に発熱などの症状で帰宅された利用者がいた場合には、帰宅後の経過（診断結果等）について、必ず事業責任者（主催事業）・施設まで連絡いただくことをお願いします（巻末資料）。
- ・同じく帰宅後に感染症の罹患が判明した場合は、保健所や医療機関の指示に従って対応していただくとともに、必ず事業責任者（主催事業）・施設まで連絡いただくことをお願いします（巻末資料）。

資料 体調不良者発生時の対応フロー(例)

<体調不良者発生時の対応フロー>



参考資料:「新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブック(初版)」

国立諫早青少年自然の家、2020年6月

## <参考にした資料>

- ◆新型コロナウイルス(COVID-19)への対応について「YMCA阿南海洋センター施設運営ガイドライン」

公益財団法人大阪YMCA・YMCA阿南国際海洋センター 2020.06.10 vol.1

- ◆CDCガイダンスを実践するキャンプのためのフィールドガイド

The American Camp Association/YMCAs of thited states

Environmental & Engineering, Inc. 18/05/2020

- ◆学校における新型コロナウイルス感染症に関するマニュアル～「学校の新しい生活様式～  
文部科学省 2020.6.16Ver2

- ◆社会体育施設の再開に向けた感染拡大ガイドライン

スポーツ庁 令和2年5月14日(改定)令和2年5月25日

- ◆新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブック(初版)

国立青少年教育振興機構「国立諫早青少年自然の家」令和2年6月26日

- ◆国立曽爾青少年自然の家利用ガイド 2020年度新型コロナウイルス感染症対応版  
【第2版】

国立曽爾青少年自然の家 2020.7.13

- ◆森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動継続  
に関する基本的なガイドライン

国土緑化推進機構 最終改正 令和2年6月12日